

有期雇用特別措置法の第二種計画認定申請書の提出について

《 申 請 の 基 本 的 な 流 れ 》



★申請書の提出

- ・申請は法人単位で行ってください。
- ・計画認定申請に係る書類は、申請書・添付書類の**すべて**について、**2 部提出**してください。
- ・提出にあたっては、山形労働局ホームページ掲載のチェックリストをご活用ください。
- ・書類を提出していただいた後に、不明点の確認、追加資料の依頼等を行うことがあります。
 - ①ご担当者のご連絡先がわかるもの（名刺等）の添付をお願いします。
 - ②当局から記載内容についてお尋ねする場合に備えて、提出分（**2 部**）以外に、お手元に控えを残しておいてください。
- ・社会保険労務士が提出する場合は、申請書の下部余白に、提出代行等について表示し、署名または記名をしてください。なお、**社会保険労務士は、提出のみ可能**で、認定通知書等の**受け取りはできません**。

★提出書類（以下リンク先より必要書類を確認しご提出願います）

- ① [「第二種計画認定・変更申請書」](#)
- ② 申請書の記載内容が確認できる資料
例 高年齢者雇用状況等報告書 等
※その他、確認できる資料は[申請書の記入例](#)や[提出前チェックリスト](#)を参照してください。

★審査結果の連絡

- ・審査結果の電話連絡は申請事業主に行います。社会保険労務士に審査結果を連絡することはしませんので、あらかじめご了承ください。

★認定通知書の交付

- ・認定通知書等は、申請事業主が山形労働局 雇用環境・均等室で受け取る方法と、申請事業主あてに郵送する方法があります。

〈認定通知書等を郵送で受け取りを希望される場合〉

- ① **レターパックプラス**を申請時に持参もしくは同封して下さい。
- ② 「お届け先」欄に、**申請書に記載した事業所の住所、電話番号**をご記入願います。

※認定通知書は再発行することが出来ません。

そのため、郵送により交付を希望される場合は、**配達状況が追跡でき、かつ対面受け取りが可能である配達方法のみ**ご利用いただけます。（簡易書留分の切手を貼った返信用封筒も可としておりますが、重さによって料金不足が生じた場合、切手を送付いただく必要があるため、**レターパックプラスを推奨**）

お問合せ、申請書送付先

山形労働局 雇用環境・均等室
〒990-8567 山形県山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
電話 023-624-8226 担当 有期特措法認定調査員